

県立延岡病院売店運營業務に関する仕様書

1 貸付物件等

- (1) 貸付物件
貸付物件は売店、休憩スペースとし、運営事業者は、倉庫・ストックヤード等の設置が必要な場合、病院と協議の上、それらを設置することができる。
- (2) 貸付用途
売店の営業（食料品・飲料品・日用品等を販売）
- (3) 売店等設置場所
宮崎県延岡市新小路 2-1-10
県立延岡病院 1 階 126.67 m²（売店 85.47 m²、休憩スペース 41.2 m²）
※ 任意（倉庫敷地 9.8 m²、ストックヤード敷地 13.5 m²、室外機敷地 2.0 m²程度）
- (4) 貸付形態
借受者は売店等設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、行政財産の貸付けにより使用することとする。
- (5) 貸付期間
貸付期間は、売店等の設置、撤去等に要する期間も含み、以下のとおり 5 年以内とする。
 - ア 売店、倉庫、ストックヤード、室外機
令和 9 年 3 月 21 日から令和 14 年 3 月 20 日までの 5 年間
 - イ 休憩スペース
令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日までの 5 年間
- (6) その他
法令等で設置を義務付けられている設備（誘導灯設備、自火報設備等）については、病院側で設置する。ただし、備品（消火器等）は含まない。

2 売店及び休憩スペースの運営

- (1) 営業時間・営業日
営業日は年中無休とする。営業時間は、売店については午前 7 時から午後 10 時まで、休憩スペースについては 24 時間（ただし、仕様書別紙「売店運営に関する要求事項」2(2)の場合は除く。）の営業を希望する。
- (2) 売店、休憩スペースの設置、改修等
売店、休憩スペース（以下「売店等」という。）の設置（設備、什器・備品等含む）にかかる費用は、運営事業者の費用負担によるものとする。
また、運営事業者の都合による内装等の変更・改修等については、県立延岡病院（以下「病院」という。）と協議のうえ行うことができるが、その経費は借受者の負担によるものとする。なお、休憩スペースについては、現在の利用状況（イートインスペース、自動販売機設置、患者待受モニタ設置、24 時間利用可能など）を踏まえたより快適な環境の管理・運営を希望する。
- (3) 電話設置費用
内線電話については、病院側が設置する。
なお、外線電話（ファックス、通信回線を含む）を設置することも可能であるが、接続に係る申込手続等は運営事業者の負担で行うこととする。
- (4) 取扱商品及び販売価格
取扱商品及び販売価格は、仕様書別紙「売店運営に関する要求事項」を満たすことを前提に通俗的な範囲で運営事業者が決定できる。
- (5) 営業に伴う関係法令上の手続き
営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の負担において行うこと。
- (6) 衛生管理・感染対策
運営事業者は、売店等周辺における衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した問題等については、すべて運営事業者の責任において対処するものとする。
また、病院の実施する新型コロナウイルス等の感染症対策について協力すること。

- (7) 廃棄物の回収
廃棄物の回収については、運営事業者の負担により責任をもって行うこと。
- (8) 張り紙、看板等の表示
表示箇所・看板等の色彩及び数量等について、病院と協議のうえ、病院敷地内の他の施設との一体性を保つと認められる場合に許可する。
- (9) 商品等の搬入搬出
商品等の搬入・搬出の時間及び経路については、病院の指示に従うこと。
また、保管場所が必要な場合は、運営事業者が独自に準備すること。
- (10) 借受上の制限
借受物件は、最善の注意をもって維持保存すること。
また、運営事業者は、借受物件を売店等の営業以外の用途に供してはならない。
- (11) 第三者の使用禁止
運営事業者は、借受物件を転貸し、または使用权の譲渡をしてはならない。
- (12) 病院が主催する防災訓練や研修会への参加を要請した場合は、対応すること。

3 借受料（年額）

- (1) 行政財産借受料（消費税及び地方消費税別）として、年額を提案することとし、運営事業者として決定を受けた者は企画提案書に記載した額を負担すること。
- (2) 借受料は、病院が指定した期日までに別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。
- (3) 借受料については、見直しにより変動する場合がある。
また、貸付けの日までに関係法令等の制定又は改正が行われた場合は、別途協議するものとする。

4 督促手数料及び延滞金

- 督促状を発した場合においては、督促手数料を徴収する。
- 延滞金については、納期限の翌日から、納入の日までの期間の日数に応じ、延滞金額を加算した納入通知書によって納入すること。

5 経費の負担

- (1) 借受物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、売店等の営業にかかる経費は原則として、運営事業者の負担とする。
- (2) 電気料金等の光熱水費については、別途発行する納入通知書により、病院の指定する期日までに納入しなければならない。
- (3) 借受料等の振込手数料が必要な場合は、借受者の負担とする。

6 従業員の管理

- (1) 運営事業者は、従業員に業務の遂行に適する清潔な服装を着用させるとともに名札を着装させること。
- (2) 運営事業者は、従業員の衛生管理、健康管理については十分に考慮すること。
- (3) 運営事業者は、業務遂行上、支障をきたさないように常に業務量を勘案し、従業員を適正配置すること。
- (4) 運営事業者は、業務履行場所が、傷病者が治療を受ける病院であることを十分に認識・理解の上、言動に注意し、業務にあたらせるよう従業員を指導すること。
- (5) 事業者及び従業員は、業務上知り得た患者等の個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。
- (6) 事業者は、従業員の雇用にあたって、個人情報保護の重要性につき指導・教育を徹底すること。

7 業務の改善

- 業務の実施において病院が不相当と判断した場合、事業者は、直ちに文書により改善内容を報告するとともに、病院の了承を得た上で、必要な措置を講じること。
- また、本仕様書中に記載されている事項が誠実に履行されていないと病院が認めたときは、契約期間中であっても契約を解除できることとする。

8 損害賠償

運営事業者は、次の各項に該当するとき、損害額に相当する金額を病院に損害賠償として支払うこと。

- (1) 運営事業者が、その責めに帰すべき理由により、売店等の全部又は一部を滅失し、または損傷したとき。
- (2) 運営事業者、病院の定める条件を履行しないことにより病院に損害を与えたとき。

9 原状回復等

運営事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。この場合において、運営事業者は病院長に対し、原状回復に要した費用、売店の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することはできない。

なお、期間満了による原状回復において、設置者が貸付期間満了前に、貸付期間満了後の運営事業者として決定を受けた事業者（以下「次期運営事業者」という。）と協議し、完全な原状回復に至らない状態での引渡しについて双方が同意し、その同意があったことを証する書面の写しを添えて、運営事業者と次期運営事業者両者の記名押印がある承諾願が病院長に提出され、病院長の承諾があった場合には、その引渡しを認めるものとする。この場合において、承諾願には、運営事業者及び次期運営事業者は、病院長に対し、当該引渡しに瑕疵ある場合も一切補償を請求しないことを誓約するものとする。

10 次期運営事業者選定時の対応

病院が貸付期間満了後の次期運営事業者公募選定を行うこととした場合には、運営事業者は病院が公募応募者に設計データを提供すること、若しくは病院が設定する公募応募者の現場確認に協力しなければならない。

なお、病院は設計データの提供にあたっては、事前に運営事業者と協議し、第三者に提供することで運営事業者の利益を損ねるおそれがあるとして運営事業者が削除を求めたもので、削除することが適当と認められる情報についてはあらかじめその部分を削除して提供しなければならない。

11 その他

- (1) 運営事業者は、業務遂行に適用される関係法令等を遵守すること。
- (2) 運営事業者は、病院の信用を失墜させるような行為をしてはならない。
- (3) 営業中、大音量で店内放送を流すなどして病院の静謐の妨げになるような行為は行わないこと。
- (4) 運営事業者は、本業務関連する利用者からの意見・クレームに真摯に対応すること。
- (5) 従業員の駐車場が必要な場合は、独自に用意すること。
- (6) 運営事業者は、常に業務の見直しを行い、継続的に業務の質の向上を図ること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、病院と協議を行い決定すること。
また、営業に際し必要な事項が生じた場合は、病院と協議すること。

参考

1 病院の概要

名 称： 宮崎県立延岡病院
所 在 地： 宮崎県延岡市新小路 2－1－10
開 設 者： 宮崎県知事
管 理 者： 院長 山口 哲朗
病 床 数： 399 床
診療科目： 内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科・周産期科、耳鼻咽喉科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、救命救急科、臨床検査科、病理診断科、栄養管理科、臨床工学科、集中治療科、地域医療科

2 病院の状況

(1) 診療実績

項目			令和 7 年度	令和 6 年度
入 院	延入院患者数	人	1 0 0 , 1 1 1	1 0 5 , 1 0 2
	一日平均患者数	人	2 7 4	2 8 8
外 来	延外来患者数	人	1 1 1 , 0 4 8	1 0 7 , 6 0 5
	一日平均患者数	人	4 5 9	4 4 3

(2) 職員数（令和 8 年 4 月 1 日現在）

823 人（医師 90 人、看護職員 458 人、専門職員 176 人、事務職員 99 人）
※ その他、病院の委託業務に従事する職員 約 300 人

売店運営に関する要求事項

1 売店

(1) 取扱商品

詳細な商品は提案によるが、病院としては以下に関する商品は取り扱いを希望する。

- ア 飲料・食品（ドリンク類・弁当・パン・お菓子 等）
- イ 日常生活品（下着・衣料品・寝巻き類・タオル・サンダル 等）
- ウ 洗浄用品（洗剤・石鹸 等）
- エ 食卓用品（コップ・はし・スプーン・食器 等）
- オ 病院が要請する医療・看護・介護用品（T字帯、コルセット等）
- カ 衛生材料、化粧品、洗顔用品、雑誌、書籍、新聞、玩具、栄養補助食品、指定食品他
当院の指定するもの
- キ 学習文具（ノート、筆記用具）
- ク マスク自動販売機(病院所有)で販売するマスク
- ケ 運営事業者が提案する商品
酒類、タバコ、青少年の健全な育成に障害を及ぼす図書その他病院が療養に適さない
と判断したものの販売を禁止する
- コ 各種附帯サービスの提供

(ア) A T M設置

売店内に1台以上を設置。本県に店舗を置く金融機関の取扱手数料は、可能な限り無料が望ましい。

(イ) コピーサービス

(ウ) 宅急便代行受付サービス

(エ) 収納代行サービス

(オ) その他運営事業者が提案するサービス

病棟への訪問販売など運営事業者の提案で病院が認めたもの

(2) 精算方法

精算方式として現金だけではなく、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレスシステムにも対応すること。

(3) その他

広域地震災害等に備えるため、緊急時用食糧などの供給支援体制を整備すること。

2 休憩スペース

(1) 取扱商品

取扱商品を含めた運営は、事業者の提案によるが、病院としては、夜間勤務の医療従事者等への福利厚生等の観点から、売店閉店後の時間帯(午後10時～午前7時)においても飲食物が購入できるよう自動販売機等の設置を希望する。

(2) 仮営業について

運営事業者が従前の運営事業者（以下「従前運営事業者」という。）と異なることとなったため、従前運営事業者が賃貸借期間満了に伴う原状回復のために賃貸借契約期間満了前に営業を終了する場合、及び運営事業者が店舗改装等により賃貸借契約開始後に売店設置場所で営業を行えない場合、運営事業者は利用者サービスを確保するために休憩スペースに仮店舗を設置し営業（以下「仮営業」という。）しなければならない。

仮営業における取扱商品及び営業日・営業時間については、本公募の審査の結果、必要に応じて次期運営事業者と協議を行い決定することとする。